○サイバー犯罪捜査官等運用要綱

平成 29 年 9 月 27 日

サ 対 第 891 号

警 察 本 部 長

サイバー犯罪捜査官等運用要綱の制定について（通達）

サイバー犯罪に的確に対処するため、別添のとおりサイバー犯罪捜査官等運用要綱を制定し、平成 29 年 10 月 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

サイバー犯罪捜査官等運用要綱

第１　趣旨

この要綱は、サイバー犯罪捜査官等の適正かつ効果的な運用を図るため、サイバー犯罪捜査官等の指定、運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　定義

この要綱における用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1)　サイバー犯罪

不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）違反、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）違反、電子計算機損壊等業務妨害、インターネット・オークション等を利用した詐欺、インターネットを利用したわいせつ物及び児童ポルノの公然陳列又は販売、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）違反、薬物又は銃器の密売（規制薬物の広告を含む。）、ホームページ等を利用した脅迫、名誉棄損又は信用棄損その他高度な情報技術を利用する犯罪をいう。

(2)　サイバー犯罪捜査官等

サイバー犯罪上席捜査官、サイバー犯罪主任捜査官及びサイバー犯罪捜査官をいう。

第３　任務

サイバー犯罪捜査官等は、サイバー犯罪その他コンピュータ及びコンピュータ・ネットワークに関する専門の知識、技能等を必要とする事案（以下「サイバー犯罪等事案」という。）への対処のほか、次に掲げる区分に応じ、サイバー犯罪等事案に係る職員への指導、助言等を行い、サイバー犯罪等対処能力の向上に資する活動を行うことを任務とする。

(1) サイバー犯罪上席捜査官　サイバー犯罪等事案において、職員に対する指導及び助言を行うとともに、新たな捜査手法の研究及び当該研究成果のフィードバックを行うものとする。

(2) サイバー犯罪主任捜査官　サイバー犯罪等事案において、サイバー犯罪捜査官及び自所属の職員に対する指導及び助言を行うものとする。

(3) サイバー犯罪捜査官　サイバー犯罪等事案において、自所属の職員に対する指導及び助

言を行うものとする。

第４　指定等

１　名簿の作成

生活安全部サイバー局サイバー対策課長（以下「サイバー対策課長」という。）は、サイバー犯罪捜査官等の指定等に活用するため、別に定めるサイバー事案の対処に係る能力検定の取得者名簿（以下「検定取得者名簿という。」）を作成するものとする。

２　指定等の基準

サイバー犯罪捜査官等の指定等の基準は、次に掲げる区分によるものとする。

(1)　サイバー犯罪上席捜査官　サイバー犯罪主任捜査官のうち、捜査実務経験が４年以上で、卓越したサイバー犯罪捜査に関する捜査力及び電磁的記録の解析技術を有するもの

(2)　サイバー犯罪主任捜査官　サイバー犯罪捜査官のうち、捜査実務経験が２年以上で、高度なサイバー犯罪捜査に関する捜査力及び電磁的記録の解析技術を有するもの

(3)　サイバー犯罪捜査官　サイバー犯罪捜査に関する捜査力及び電磁的記録の解析技術を有し、かつ、検定取得者名簿に登載されたサイバー事案の対処に係る能力検定の中級を取得している警察官

３　指定等の方法

(1)　サイバー犯罪上席捜査官及びサイバー犯罪主任捜査官

前記２(1)又は(2)に掲げる基準に該当すると認められる職員の所属する所属長は、サイバー対策課長と協議の上、サイバー犯罪上席捜査官・サイバー犯罪主任捜査官推薦（指定解除）申請書（別記様式。以下「申請書」という。）によりサイバー対策課長を経て申請し、警察本部長（以下「本部長」という。）の指定をもって当該職員に通知するものとする。

(2)　サイバー犯罪捜査官

前記２(3)の基準に該当する者をサイバー犯罪捜査官とする。

４　指定等の解除

サイバー犯罪上席捜査官又はサイバー犯罪主任捜査官の配置所属の長は、自所属のサイバー犯罪上席捜査官又はサイバー犯罪主任捜査官が傷病その他の理由により、その指定の解除を行う必要があると認める場合は、サイバー対策課長と協議の上、申請書によりサイバー対策課長を経て申請し、本部長の解除をもって当該職員に通知するものとする。

第５　運用

１　運用責任者

サイバー犯罪捜査官等の配置所属に運用責任者を置き、次席をもって充てる。

２　運用責任者の任務

運用責任者は、自所属のサイバー犯罪捜査官等について、部門にかかわらずサイバー犯罪等事案への対処、職員への教養等に際し、積極的な運用及び運用に係る調整を図るものとする。

第６　教養

１　サイバー対策課長は、サイバー犯罪捜査官等の技能向上のための教養及び訓練を行うものとする。

２　サイバー犯罪捜査官等の配置所属の長は、サイバー犯罪捜査に係る教養及び訓練を積極的に受講させるなど自所属のサイバー犯罪捜査官等のサイバー犯罪に係る捜査能力の向上に努めるものとする。

実施日

１　この通達は、平成 29 年 10 月１日から実施する。

２　この通達実施の際、従前の規定によりサイバー犯罪特別捜査官及びサイバー犯罪主任捜査官に指定されている者は、本通達の規定により指定されたものとみなす。

実施日（令和２年３月 16 日サ対第 174 号）

この通達は、令和２年３月 19 日から実施する。

実施日（令和２年３月 18 日サ対第 190 号）

１　この通達は、令和２年４月１日から実施する。

２　この通達の実施の際、現にこの通達による改正前のサイバー犯罪捜査官等運用要綱第４の規定によりサイバー犯罪特別捜査官に指定されている者は、この通達による改正後のサイバー犯罪捜査官等運用要綱第４の規定によりサイバー犯罪上席捜査官に指定された者とみなす。

実施日（令和４年２月 21 日務第 452 号）

この通達は、令和４年２月 21 日から実施する。

実施日（令和５年３月 15 日務第 598 号）

この通達は、令和５年４月１日から実施する。

別記様式（第４関係）

第　　号

年　月　日

埼玉県警察本部長　殿

長

サイバー犯罪上席捜査官・サイバー犯罪主任捜査官推薦（指定解除）申請書

<table>
<tr><td>所属・分掌</td><td>階級</td><td>氏名（職員番号）</td><td>生年月日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（　　）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">※捜査経歴</td><td>部門</td><td colspan="2">経験分野（年数（月まで記載すること。））</td></tr>
<tr><td>生活安全部</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>刑事部</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>交通部</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>警備部</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>推薦理由
（指定解除理由）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>※取得資格
（外部機関団体のものを含む。）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（注）　指定解除の場合は、※の付された項目の記載は要しない。